宮代町空家等対策協議会条例

参考資料１

（設置）

第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、宮代町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）法第６条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

（２）法第２条第２項に規定する特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関する事項

（３）前２号に掲げるもののほか、空家等に関する施策の推進に関し町長が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は、町長及び委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、法第７条第２項に掲げる者のうちから町長が任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、町長とする。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償は、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年宮代町条例第１０号）の定めるところによる。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は、環境資源課において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第４条第１項本文の規定に関わらず、この条例の施行の日以後最初に任命する委員の任期は、任命した日から令和７年３月３１日までとする。